電子提供措置開始日　2026年11月４日

第28回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

会社の体制及び方針
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表
会計監査人の監査報告書
監査等委員会の監査報告書

（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

株式会社鉄人化ホールディングス

会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

（1）当社の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「倫理規程」を設け、当社の基本理念、企業市民としての基本原則、公正性及び透明性を確保する体制を構築する。

② 取締役は、業務執行が適正かつ健全に実践されるべく、当該規程に則した行動を率先垂範し、グループ企業全体の行動基準として遵守する。

③ 取締役は、取締役相互において法令及び定款への適合性を監視するとともに、毎月の定時取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況を報告する。

④ 取締役は、上記のほか、監査等委員からの指摘等を受け、業務執行を行うこととする。

⑤ 使用人は、事業に係る法令等を認識し、その内容を関連部署に周知徹底させることにより、法令等遵守の基本的な就業姿勢を確立する。

⑥ 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムを決定するとともに、委員会より定期的に状況報告を受ける。

⑦ 内部監査室の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、その執行状況を監視する。

⑧ 「委員会規程」に基づき設置された各種委員会により、法令等遵守に関する規程の整備並びに「倫理規程」を周知・徹底させ、法令等の遵守意識の維持・向上を図る。

⑨ 内部通報者の保護を徹底した通報・相談システム（相談窓口）を委員会に設置する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会・監査等委員会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びリスク・コンプライアンスに関する情報を、法令・定款、「文書保存・処分規程」及び「内部情報管理規程」等に基づき記録・保存し、それらを適切に管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

② 情報システムを安全に管理し、検証し、不測の事態に適切かつ迅速な対応が行われる仕組みを整備する。

③ 当社は、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する規程を整備し、不正アクセス、サイバー攻撃、情報漏洩その他の情報資産に係るリスクに適切に対応するため、アクセス権限管理、情報資産管理、従業員教育その他必要な措置を講じる。また、情報セキュリティインシデントが発生した場合には、迅速かつ適切な報告及び対応を行う体制を整備する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」に基づき、グループ企業全体において発生しうるリスクの評価、発生防止及び発生したリスクの対応等に係る体制整備を当社が行うことにより、リスク管理体制を構築する。

② コンプライアンス及びリスク管理の実効性を確保するために、リスク・マネジメント委員会（以下単に「委員会」）を設置し、委員会及び委員長の職務権限（グループ企業全体に対する指導権限を有する。）と責任を明確にした体制を構築・整備する。

③ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、委員会を中心として全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講じる。

④ リスク・マネジメント委員会は、サイバーセキュリティリスク、個人情報保護リスクその他当社グループの経営に重大な影響を及ぼすリスクについて定期的な評価及び分析を行い、その結果を取締役会へ報告する。

⑤ 当社は、サステナビリティに関する課題及び人的資本に係るリスクと機会を重要な経営課題として認識し、適切な管理及び監督を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。

② 取締役は、監査等委員から定期的に監査を受けるとともに、善管注意義務や利益相反取引等に関する確認書を監査等委員に毎年提出する。

③ 取締役会付議に係る重要事項については、経営会議で事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の効率化を図る。

④ 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、業務執行の責任者として担当業務を執行する。

⑤ 取締役会は、その役割及び機能の実効性について定期的に分析・評価を行い、その結果を踏まえて取締役会機能の向上に努める。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社との緊密な連携の下、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努める。

② 当社は、「関係会社関連規程」等に基づき子会社に対し、必要に応じて管理部門を担当する執行役員を派遣し、企業グループ間での情報の共有化を図るなどして、一体的な管理体制を採用する。

③ 子会社のコンプライアンス、リスク管理については、当社の内部監査室が内部監査を実施するとともに、実施状況等をまとめた報告書を監査等委員会並びにリスク・マネジメント委員会に報告し、リスク・マネジメント委員会が企業グループ全体のリスク対応を整備する。

④ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の適正性及び効率性を確保する。

⑤ 当社及び子会社における取締役及び使用人による、法令及び定款等に違反する事象又は取引並びに、重大な損失の発生が見込まれる取引が生じる恐れがあるときは、速やかに部署責任者、管理本部長へ報告する体制とする。

⑥ 当社は、子会社を含むグループ全体における情報セキュリティ及び個人情報保護体制の維持・向上を図るため、必要な指導、教育及びモニタリングを実施する。

(6) 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項と当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査等委員スタッフ」）については、管理本部長が監査等委員会と協議し、当該使用人の配置を協議のうえ決定するものとする。また、各監査等委員が内部監査担当者や管理部門などの業務執行に係る使用人に対して、監査等委員の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制とする。

② 監査等委員スタッフは、業務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けないものとする。

③ 監査等委員スタッフは、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとする。

④ 監査等委員スタッフに対する人事評価は監査等委員である取締役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得るものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員会に報告できることとする。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合、速やかに監査等委員会に報告する。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの監査等委員会への報告が、適切に行われることを確保するための体制

当社並びに子会社の役員及び従業員は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

（9）監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員への通報・報告を行った当社並びに子会社の役員及び従業員に対し、当該通報・報告をしたことを理由に不利な扱いを行うことを禁止する。

（10）監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務執行について、当社に対し前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該費用又は債務を負担するものとする。

（11）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため適宜会合を持つ。
② 取締役は、監査等委員の職務の適切な執行のため監査等委員との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。
③ 取締役は、監査等委員が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
④ 代表取締役・会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

（12）財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

① 当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを整備し、その有効性の評価を行い、不備がある場合には速やかに是正し改善する体制を運用する。
② 財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況は、内部統制システムの整備及び評価に精通した担当が評価するとともに、内部監査部門によって、内部統制の評価に係る業務運営の適正性を検証する。

（13）反社会的勢力の対応

当社は、「倫理規程」に反社会的勢力との関係を遮断する基本方針を掲げるとともに、事業のあらゆる分野における反社会的勢力との取引を防止する体制として、渉外担当チームを常設し、コンプライアンスを全部署横断的に管理する。また、関係行政機関及び暴力追放運動推進センター等が行う講習に積極的に参加し、顧問弁護士も含め相談、助言、指導を受けて連携して対応する。

当社の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当事業年度におきましては、取締役会を16回開催し、取締役及び執行役員が業務の執行状況を報告し、議案の決議だけでなく経営に関する重要な事項についても審議を行っております。また、監査等委員会は12回開催され、独立・中立的立場から発言が積極的に行われております。

(2) リスク・マネジメント

当事業年度におきましては、取締役及び主要な役職者が出席する「リスク・マネジメント委員会」を12回開催いたしました。事業活動に係るリスクを毎年評価し、潜在的リスクについて分類・整理し、優先順位付けした上で対応を検討しております。

また、内部監査室長が経営会議、リスク・マネジメント委員会その他の重要な会議に出席し、その内容を迅速に監査等委員会に共有する体制を構築しております。

そのほか、社員が直接通報を行える外部の内部通報窓口の設置や、リスクが顕在化した際には迅速に緊急時の対応が行える体制を整えております。

また、情報セキュリティ及び個人情報保護の重要性を踏まえ、役職員に対する教育・啓発活動を継続的に実施するとともに、不正アクセスや情報漏洩等のリスクへの対応能力向上に向け、情報セキュリティ管理体制の整備・強化に取り組んでおります。

(3) 財務報告の信頼性の確保

当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を内部監査担当が検証・モニタリングし、内部統制に不備等が発見された場合には、速やかに取締役に報告し、取締役は内部統制体制の有効性を確保するための必要な処置・改善を行います。また、金融商品取引法に基づく財務報告にかかる内部統制の有効性の評価を行っております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年９月１日残高	92,741	193,170	525,519	△169,400	642,031
連結会計年度中の変動額					
連結範囲の変動	－	－			－
減資	△42,741	42,741			－
欠損填補		△150,428	150,428		－
自己株式の処分		4		37	42
親会社株主に帰属する当期純利益			431,878		431,878
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	△42,741	△107,681	582,306	37	431,920
2026年８月31日残高	50,000	85,488	1,107,826	△169,363	1,073,951

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2025年９月１日残高	－	－	14,046	－	656,077
連結会計年度中の変動額					
連結範囲の変動				91,425	91,425
減資					
欠損填補					
自己株式の処分					42
親会社株主に帰属する当期純利益					431,878
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	△459	26,271	25,812
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△459	117,697	549,157
2026年８月31日残高	－	－	13,587	117,697	1,205,235

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　　13社

（2）連結子会社の名称　　㈱鉄人エンタープライズ、㈱直久、㈱Rich to、㈱NIM、㈱UIM、㈱JEWEL、㈱Bianca VENUS、㈱Bianca STELLA、㈱Bianca EAST、㈱コストイノベーション、㈱鳥竹、ミライアミューズ㈱、㈱ヴァンクールプロモーション

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①　棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商　　品……　個別法による原価法

そ　の　他……　最終仕入原価法

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産……（リース資産を除く）　当社および国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、当社および国内連結子会社は建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、法人税法に定める定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額20万円未満の少額減価償却資産につきましては、事業年度毎に一括して３年間で均等償却しております。

②無形固定資産……（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアにつきましては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産……　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金…… 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金…… 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

③ ポイント引当金…… 顧客に対して発行したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号　2021年８月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、合理的に見積った期間(５年)で均等償却を行っております。

③ 重要な収益および費用の計上基準

収益及び費用の計上基準

連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．カラオケルーム運営事業

カラオケルーム運営事業では、カラオケルームの運営をおこなっております。これら店舗におけるサービス提供においては、顧客にカラオケルームサービス等の提供が完了した時点で収益を認識しております。

ロ．飲食事業

飲食事業では、飲食店舗の運営をおこなっております。これら店舗におけるサービス提供においては、顧客への飲食物の提供が完了した時点で収益を認識しております。

ハ．美容事業

美容事業では、店舗におけるマツエクおよびネイルの施術サービスをおこなっております。これら店舗におけるサービスの提供においては、顧客への美容サービスを提供した時点で収益を認識しております。

ニ．人材派遣・イベント・キャンペーン支援事業

人材派遣・イベント・キャンペーン支援事業では、携帯電話業界を中心とした人材派遣及びイベント・キャンペーン支援を行っております。これらのサービスについては、顧客との契約に基づく役務提供について、役務提供時又は顧客による検収時に履行義務が充足されるものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

ホ．メディア・コンテンツ企画事業

メディア・コンテンツ企画事業では、着うた・着メロ等のモバイル向けコンテンツの企画・提供をおこなっております。これらのサービスの提供においては、月額課金方式にて提供をしております。当該サービスは契約期間にわたって均一に提供するものであるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

（会計上の見積りに関する注記）

（固定資産の減損）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

対象となる資産	連結貸借対照表計上額	減損損失計上額
カラオケルーム運営店舗に係る有形固定資産	684,271千円	128,634千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、首都圏を中心に展開しているカラオケルームを運営するほか、飲食事業ならびに美容事業を運営しており、直営店舗、本社などの資産を保有しております。

資産グループは、店舗固定資産の減損の兆候の有無を把握するために、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、店舗の営業損益が過去２期継続してマイナスとなった場合、店舗の営業損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗撤退の意思決定をした場合などに減損の兆候を識別しております。

減損損失の認識の判定に当たっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を計上しております。このうち「使用価値」の算定は、各店舗の将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいておりますが、これらは、取締役会で承認された各店舗の

事業計画を基礎としております。

当該事業計画は、各店舗の周辺環境や店舗施策に基づき作成され、店舗施策の効果は、内容及び実施時期により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性が高く、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント						その他（注）	連結損益計算書計上額
	カラオケルーム運営事業	飲食事業	美容事業	人材派遣・イベント・キャンペーン支援事業	メディア・コンテンツ企画事業	計		
顧客との契約から生じる収益	3,600,127	2,407,762	2,087,428	2,283,082	52,575	10,430,976	31,473	10,462,450
外部顧客への売上高	3,600,127	2,407,762	2,087,428	2,283,082	52,575	10,430,976	31,473	10,462,450
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「レンタルスペース事業」等を含んでおります。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期および取引価格の算定方法等については、「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）3．会計方針に関する事項(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項③ 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は、主に顧客との契約に基づき、履行義務を充足する前に受け取った前受金に関するものであり、当連結会計年度の期首現在の残高の内、全額を当連結会計年度の収益として認識しております。

なお当社グループにおいては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保資産及び担保付債務

（1）担保に供している資産

定期預金	10,000千円
建物及び構築物	17,472千円
土地	171,914千円
計	199,387千円

（2）担保付債務

１年内返済予定の長期借入金	902,000千円
長期借入金	580,500千円
計	1,482,500千円

2.減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額　　3,387,757千円

（注）減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（1）発行済株式の種類	普通株式
（2）期末発行済株式の総数	13,817,362株

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

3．当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

4．連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

2018年11月27日	取締役会発行決議	ストック・オプション	26,700株
2019年５月13日	取締役会発行決議	ストック・オプション	1,900株
2019年11月26日	取締役会発行決議	ストック・オプション	21,800株
2021年11月26日	取締役会発行決議	ストック・オプション	8,200株
2022年５月16日	取締役会発行決議	ストック・オプション	125,000株
2024年12月５日	取締役会発行決議	ストック・オプション	600,000株
2024年12月５日	取締役会発行決議	ストック・オプション	630,000株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用につきましては、預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、設備資金の調達が必要な場合は、主に長期借入金により調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金の信用リスクは、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

非上場株式及び関係会社株式の投資有価証券につきましては、定期的に財務状況等の把握を行っております。また、差入保証金につきましては、取引開始時に信用判定を行うとともに、定期的に信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

短期借入金は主に運転資金、長期借入金につきましては、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 差入保証金	1,027,727	969,177	△58,550
② 長期借入金※注2	1,772,528	1,772,492	△35

（注1）現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（注2）長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金が含まれております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分けて分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	969,177	－	969,177
資産計	－	969,177	－	969,177
長期借入金	－	1,772,492	－	1,772,492
負債計	－	1,772,492	－	1,772,492

（注）時価の算定に用いた評価技法及び算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金は、返還予定時期を合理的に見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（賃貸不動産に関する注記）

(1) 賃貸不動産の状況および時価に関する事項

当社グループは、東京都において賃貸用商業スペース（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価および当該時価の算定方法

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
97,754	△1,245	96,509	79,071

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2)連結決算日における時価は、「固定資産税評価額」を合理的な基準に基づき調整を行った金額であります。

（１株当たり情報に関する注記）

(1) １株当たり純資産額	80円38銭
(2) １株当たり当期純利益	32円33銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月26日

株式会社鉄人化ホールディングス

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　石　原　鉄　也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　尾　形　隆　紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社鉄人化ホールディングスの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鉄人化ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2025年９月１日残高	92,741	42,741	150,428	193,170	△243,786	△243,786
事業年度中の変動額						
自己株式の処分			4	4		
減資	△42,741	△42,741	85,483	42,741		
欠損填補			△150,428	△150,428	150,428	150,428
当期純利益					456,218	456,218
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	△42,741	△42,741	△64,939	△107,681	606,646	606,646
2026年８月31日残高	50,000	－	85,488	85,488	362,860	362,860

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2025年９月１日残高	△169,400	△127,274	14,046	△113,228
事業年度中の変動額				
自己株式の処分	37	42		42
減資				
欠損填補				
当期純利益		456,218		456,218
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△459	△459
事業年度中の変動額合計	37	456,260	△459	455,800
2026年８月31日残高	△169,363	328,985	13,587	342,572

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び

関連会社株式…… 移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）…… 定率法を採用しております。

ただし、当社は建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、法人税法に定める定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額20万円未満の少額減価償却資産につきましては、事業年度毎に一括して３年間で均等償却しております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）…… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアにつきましては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産…… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理をしております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金…… 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金…… 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

② 重要な収益および費用の計上基準

収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．経営指導料収入

子会社に対し経営に関する指導、助言等を行うことを履行義務として識別しています。当該履行義務は時の経過によって充足されることから、契約期間にわたり期間均等額で収益を認識しております。

ロ．業務委託料収入

子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

（会計上の見積りに関する注記）

（固定資産の減損）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

対象となる資産	貸借対照表計上額	減損損失計上額
カラオケルーム運営店舗に係る有形固定資産	444,033千円	32,163千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の連結子会社である株式会社鉄人エンタープライズは、首都圏を中心に展開しているカラオケルームを運営するほか、飲食事業を運営しており、直営店舗、本社などの資産を保有しております。

資産グループは、店舗固定資産の減損の兆候の有無を把握するために、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、店舗の営業損益が過去２期継続してマイナスとなった場合、店舗の営業損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗撤退の意思決定をした場合などに減損の兆候を識別しております。

減損損失の認識の判定に当たっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を計上しております。このうち「使用価値」の算定は、各店舗の将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいておりますが、これらは、取締役会で承認された各店舗の事業計画を基礎としております。

当該事業計画は、各店舗の周辺環境や店舗施策に基づき作成され、店舗施策の効果は、内容及び実施時期により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性が高く、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

（収益を理解するための基礎となる情報）

収益を理解するための基礎となる情報に関する注記については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項　② 重要な収益および費用の計上基準）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保資産及び担保付債務

（1）担保に供している資産

定期預金	10,000千円
建物及び構築物	17,472千円
土地	171,914千円
計	199,387千円

（2）担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	902,000千円
長期借入金	580,500千円
計	1,482,500千円

2. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額　1,788,651千円

（注）減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証375,338千円を行っております。

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

（1）関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	449,612千円
長期金銭債権	80,042千円

（2）関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	348,909千円
長期金銭債務	878,145千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

（1）関係会社との営業取引

売上高	679,464千円
販売費および一般管理費	43,798千円

（2）関係会社との営業取引以外の取引

受取利息	1,304千円
支払利息	9,756千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の数

(1) 自己株式の種類	普通株式
(2) 自己株式の数	457,200株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、減価償却限度超過額であります。なお、回収可能性を勘案した結果、評価性引当額を控除し、繰延税金資産の貸借対照表計上額は142,425千円となっております。

（関連当事者との取引に関する注記）

(1)子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社Rich to	所有直接100%	資金の貸付、債務被保証	資金の回収 *1、2	8,742	短期貸付金	12,492
				債務被保証 *6	1,570,000	長期貸付金	30,062
子会社	株式会社直久	所有直接100%	債務被保証	債務被保証 *6	1,570,000	―	―
子会社	株式会社Bianca EAST	所有直接100%	資金の貸付、役員の兼務、債務被保証	資金の貸付 *1	―	長期貸付金	49,980
				債務被保証 *6	1,570,000	―	―
子会社	株式会社Bianca VENUS	所有直接100%	資金の借入、役員の兼務、債務被保証	資金の返済 *3	46,320	短期借入金	16,320
				債務被保証 *6	1,570,000	長期借入金	59,200
子会社	株式会社Bianca STELLA	所有直接100%	役員の兼務、債務被保証	債務被保証 *6	1,570,000	―	―
子会社	株式会社JEWEL	所有直接100%	役員の兼務、債務被保証	債務被保証 *6	1,570,000	―	―
子会社	株式会社NIM	所有直接100%	資金の借入、役員の兼務、債務被保証	資金の返済 *3	45,000	短期借入金	15,000
				債務被保証 *6	1,570,000	長期借入金	37,500
子会社	株式会社UIM	所有直接100%	資金の借入、役員の兼務、債務被保証	債務被保証 *6	1,570,000	―	―
子会社	株式会社鳥竹	所有直接100%	資金の借入、債務被保証	資金の返済 *3	50,520	短期借入金	50,520
				債務被保証 *6	1,570,000	長期借入金	393,700
子会社	株式会社鉄人エンタープライズ	所有直接100%	経営指導、業務委託、役員の兼務、債務被保証	債務被保証 *6	1,570,000	未収入金	82,055
				経営指導料 業務委託料 *4	347,376	売掛金	31,842
				費用の立替金	178,159	立替金	178,159
				売掛金の預り	129,421	未払費用	129,656

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社ヴァンクールプロモーション	所有直接80%	経営指導、業務委託、役員の兼務、債務被保証	資金の借入 *3	461,605	短期借入金	73,860
				債務保証 *7	285,620	長期借入金	387,745
				経営指導料 *4	61,608	売掛金	67,768

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については調達金利を勘案して利率を決定しております。

*2 貸付金及び立替金に対し当事業年度において40,504千円の貸倒引当金を計上しております。

*3 資金の借入の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

*4 経営指導料及び業務委託料については業務内容、業績等を勘案して契約により取引条件を決定しております。

*5 資金の貸付、資金の借入、費用の立替金、工事費支払、売掛金の預りの取引金額は純額にて表示しております。

*6 債務被保証については、当社の銀行借入に対して連帯保証を受けております。なお、当該債務被保証に係る保証料の支払いは行っておりません。

*7 債務保証については、株式会社ヴァンクールプロモーションの銀行借入に対して連帯保証を行っております。なお、当該債務保証に係る保証料は受領しておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

（1） １株当たり純資産額　24円62銭

（2） １株当たり当期純利益　34円15銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月26日

株式会社鉄人化ホールディングス
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　原　鉄　也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　尾　形　隆　紀

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社鉄人化ホールディングスの2025年９月１日から2026年８月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2026年10月28日

株式会社鉄人化ホールディングス　監査等委員会

監査等委員　長洲謙一　㊞

監査等委員　野老覚　㊞

監査等委員　山崎良太　㊞

監査等委員　渡邊剣三郎　㊞

(注) 監査等委員　長洲謙一氏、野老覚氏、山崎良太氏、渡邊剣三郎氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上